

令和7年11月14日

報道機関各位

障害児相談支援給付費の算定誤りについて

市立ひらかた子ども発達支援センターにおいて、障害児相談支援給付費の算定誤りが判明し、自主返還等の対応が必要となりました。つきましては、市議会へ補正予算提出（12月定例月議会に提出予定）の上、対応を行ってまいりますのでその内容について報告します。

記

1. 算定誤りの内容について

市立ひらかた子ども発達支援センター（以下「センター」という。）では相談支援事業所としての指定を受け、相談支援専門員が利用者に代わり障害児支援利用計画等を作成（以下「計画相談」）し、障害児相談支援給付費（以下「給付費」という。）として市から報酬を得ています。給付費を得るために、計画策定前の面接及び半年ごとのモニタリングを居宅へ訪問して実施する必要がありますが、利用者にセンターへ来所していただくなどして面接を行っておりました。

他市の児童発達支援センターにおいて類似の算定誤りがあったことから、自動的にセンターで調査等を進めてきたところ、基準を満たしていないにもかかわらず給付費を請求していたことが判明しました。

2. 算定誤りの件数及び額

返還対象期間：令和5年5月～令和7年4月

返還件数：1,257件 返還総額：22,150,533円

当該給付費については、直接的な利用者の費用負担はありませんので、今回の返還によって利用者への追加徴収や返金等はございません。

3. 原因について

平成27年4月にセンターの前身である枚方市立すぎの木園及び枚方市立児童発達支援センターの指定を受けました。指定を受けた当初から、すぎの木園では、利用者にセンターへ来所していただくなどして面接を行っており、また、令和元年度に両園を現在のセンターとして統合した後も同様の手法を引き継いでおりました。一部職員は基準とは異なる面接を行っているとの

認識はあったものの、給付費の請求対象外となるまでの認識はありませんでした。

4. 再発防止の取り組み等について

今回の算定誤りは、職員の法令や制度への理解・認識不足に端を発したことから、職員の法令等の理解向上に努めるとともに、計画相談事務全般の点検・見直し、管理やチェック体制の確立など必要な改善をはかってまいります。

また、現在契約している利用者の方には、契約を維持します。

新規利用の方については、より支援が必要な児童や家族を優先に、それ以外の方には、セルフプランを勧めたうえで、稼働状況を勘案しながら、計画相談を1年単位で受け付けていきます。

担当：市立ひらかた子ども発達支援センター
電話 072-807-5373